

平成 27 年 1 月 15 日

保護者 各位

みなと・みやじま幼稚園長

今冬のインフルエンザ総合対策について

今冬のインフルエンザ対策につきまして、濃厚接触者や学級閉鎖についてのお問い合わせがありましたのでお知らせします。

① インフルエンザに感染してしまったら（その他の感染症も同様です）

医師の指示に従うとともに、学年・学級閉鎖中であっても感染症だと診断された場合、即時に園へ電話連絡してください。（例：熱があるということで欠席していたが、診察の結果インフルエンザと分かった。）

＜園では毎日インフルエンザ等感染症の把握をし、必要に応じて学級閉鎖や学年閉鎖の措置及びその延長を決断し、指定機関に報告するため。＞

② 治癒したら（その他の感染症も同様です）

医師に「登園許可申請書」に必要事項を記入してもらい園へ提出してください。

なお、「登園許可証明書」を受け取られたら、即時に園へ電話連絡してください。その際、証明書に「登園しても支障がない日」が何日かと記入されているかも併せてお伝えください。

＜学校保健安全法施行規則では、インフルエンザ（鳥インフルエンザ《H5N1》を除く）の出席停止期間は「発症した後《発熱の翌日を1日目として》5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで」となっています。＞

③ 登園可能日（その他の感染症も同様です）

当園では、登園可能日は「登園許可申請書」に記入された「登園しても支障のない年月日」＋（プラス）1日とさせていただきます。

④ 濃厚接触者について（今冬の季節風インフルエンザについて）

みなと幼稚園園医：山本先生、みやじま幼稚園園医：堀尾先生に問い合わせをしましたところ、お二人とも「現状の季節風インフルエンザでは、特別、濃厚接触者について園から『出席停止』を出さなくてもよい。（咳・鼻水等の症状が出ていれば遠慮いただくが、）保護者たちの判断に任せればよいのでは……。」という回答でしたのでそれに従います。登園させる場合、できればマスク着用はさせてください。

＜学校保健安全法施行規則では、「第1種若しくは第2種の感染症患者のある家に居住する者又はこれらの感染症にかかっている疑いがある者については、予防処置の施行の状況その他の事情により園医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで」（インフルエンザ（鳥インフルエンザ《H5N1》を除く）は第2種です）となっています。＞

⑤ 学級閉鎖の基準について

クラスの欠席者が2割を超えた場合、学級閉鎖の措置を講じます。

⑥ その他

「登園許可証明書」は当園ホームページ下のバナー「様式ダウンロード」にあります。また、当園事務所にも用意がありますのでご利用ください。